

パラグアイ

言語政策の移植は可能か

塚原 信行

はじめに「I」

南アメリカの中央部に位置し、ブラジル、アルゼンチン、ボリビアに囲まれた内陸国であるパラグアイは、面積約四一平方キロメートル、人口約六三八万（二〇一〇年）を有する。国土のほぼ中央を南北に流れるパラグアイ川よりも西の一带は、元来農耕に適さないこともあり人口は少なく、大部分はパラグアイ川よりも東に住む。首都アスンシオンには総人口のおよそ八%にあたる五二万人程度が居住し、アスンシオンの東側を取り囲むように接するセントラル州には総人口の三二%ほどに該当する約二〇七万人が住む。このように、アスンシオンを中心とする首都圏への人口集中が顕著であり（地図1参照）、国土全体を見ても都市部に人口の約六〇%が居住し

ている。人口の大部分は先住民とヨーロッパ系の両方の流れを引くメスティーソによって構成されている（およそ九五%）が、先住民（二%弱）に加え、周辺のブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、さらに韓国、日本、ドイツといった国々からの移民も含まれている^[2]。

パラグアイは立憲共和制国家であり、五年任期（再選禁止）の大統領を頂点とする行政府、二院制議会（上院四五議席、下院八〇議席、五年任期で再選可）による立法院、九人の判事によって構成される最高裁判所および下級審からなる司法府を有する。行政機関としては大統領府以外に一〇の省（Ministerio）と二つの局（Secretaria）が設置されている^[3]。地域行政単位としては、首都アスンシオンの他に一七の県（Departamento）が置かれている（地図1参照）。

国内総生産においては、農業と牧畜を中心とする第一次産業が全体の二割程度、製造業を中心とする第二次産業が同じく二割程度、第三次産業が六割程度を占め（二〇〇九、過去二〇年間では第三次産業の占める割合が高くなってきている。二〇〇九年における一人あたり国民総所得は二二五〇ドルであり、二〇〇〇年時点の一三五〇ドルに比べて大きく増加している。国内総生産についても、一九八九年には四四億ドルであったが、二〇〇九には一四二億ドルに達しており、経済全体としては発展している^[4]。しかし、こうした経済発展の成果は著しく偏って配分されており、パラグアイのジニ係数は二〇〇七年で〇・五三である^[5]。二〇一〇年においては、最低限の生活ニーズを満たすことができない貧困層が人口の約三五%、実数にしておよそ二二〇万人を占めている。また、このうち一二三万人ほどは最低限の食費をまかなうことができない極貧層であり、これは人口の約一九%に該当する。貧困層の六割程度は農村部に居住し、残りの約四割は都市部に住んでいる^[6]。

パラグアイでは、一九九二年に制定された憲法によりスペイン語と先住民言語であるグアラニー語が公用語と定められた。その一八年後の二〇一〇年に、憲法の言語条項の展開措置としての言語法がようやく制定された。この言語法制定過程では、スペイン・カタルーニャ自治州における言語政策の根幹を成す言語法制が一つのモデ



地図1 行政区画およびその人口（色が濃いほど人口が多い）（出所：二〇〇二年センサスデータから作成）

ルとして参照されている。一体、カタルーニャ自治州の言語法制はどのような経緯で参照され、そこからなにが取り込まれ、なにが取り込まれなかったのか。本稿では、これらの一部を明らかにすることを通じて、言語政策を移植するという行為について考察してみたい。

以下では、参照元となったカタルーニャ自治州の言語政策について概略を示した後、参照が行われた文脈としてのパラグアイの言語状況の過去と現在について述べる。その上で、言語法制定過程に関する調査結果を提示し、考察へと進む。

1 カタルーニャ自治州における言語政策の概略

中世にはアラゴン・カタルーニャ連合王国として繁栄した歴史を持つ今日のカタルーニャ自治州を中心とする地域は、その後のイベリア半島の政治的統合と近代国家形成の中で、スペイン国家の一地域となる。一九三一年に成立した第二共和制下では自治権を獲得し、カタルーニャ語がスペイン語とともに公用語とされ、教育現場やマスメディアなどにおけるカタルーニャ語使用が広がった。一九三六年に始まるスペイン内戦は反乱軍側の勝利で終結し、一九三九年からフランコ独裁体制が始まると、カタルーニャ語は公的および公共的領域から排除され、家庭を中心とする私的領域に押しとどめられた。一九六〇年代から一九七〇年代前半にかけてのスペイン全体の経済発展の中でもカタルーニャの経済的成長は著しく、職を求めて南部農村地帯からカタルーニャへ移動する人口が増加し、この結果、カタルーニャ人口全体に占めるスペイン語話者の割合が大きく上昇した。例えば、一九九一年当時の四〇代人口の半分以上は州外出生者であり〔7〕、二〇〇三年から二〇〇四年にかけての時期でも州内出生者の割合は七一・九%にとどまる〔8〕。この大規模なスペイン語話者の流入はカタルーニャにおける

その後の言語状況を決定づけた。一九七五年のフランコ死去後、民主化プロセスが開始され、一九七八年に制定されたスペイン憲法を通じてカタルーニャは自治州としての地位を回復する。自治憲章によりカタルーニャ語はスペイン語とともに自治州の公用語と定められ、カタルーニャ語の復興を目指す言語政策が開始される。一九八三年には自治州法として「カタルーニャにおける言語正常化法」が制定され、一九九八年にはこれを置き換える「言語政策法」が制定されている。二〇〇六年には自治憲章が改正され、公用語としてあらたにオック語が追加されている。

フランコ体制終了時、スペイン語による公的・公共的領域の三五年以上にわたる占有や、スペイン語話者の大量流入等により、カタルーニャでは非対称的バイリンガリズムを伴うダイグロシアが出現していた。つまり、スペイン語が上位、カタルーニャ語が下位という階層化に加えて、カタルーニャ語話者のみがバイリンガルであり、スペイン語話者はモノリンガルという状況である。言語的階層の下位に位置するカタルーニャ語の話者は、スペイン語によって機能している社会においてはスペイン語とのバイリンガルにならざるをえない。一方、極めて個人的なものをのぞけば、スペイン語話者にはカタルーニャ語を学ぶ動機は存在しなかった。ただし、このような状況にあつても、カタルーニャ語からスペイン語への大規模な言語乗り換え (Language Shift) が生じていなかったことは指摘されるべきであろう。これは、過去の輝かしい歴史を強力な後ろ盾とするナショナルな感情が主因と推定されるが、その理由がなんにせよ、その後のカタルーニャ語復興を非常に有利なものとしたと言える。

さて、カタルーニャ語の復興を目指す言語政策の要諦は、二言語の存在を所与としつつ、全住民のバイリンガル化と、社会におけるカタルーニャ語使用の拡大によつて、この状況を覆すことであつた。

全住民のバイリンガル化という目的に大きく寄与したのは、公教育におけるカタルーニャ語イマージョンの実施である。これは児童生徒の母語に関わりなく教育をカタルーニャ語によつて行うというものであり、学校教育を通じて、スペイン語を母語とする年少者をカタルーニャ語も使えるバイリンガルとすることに貢献した。この

表1：センサスデータに基づくカタルーニャ語運用能力の伸長（単位：%）

	理解する	話す	読む	書く
1991年	94.5	74.5	67.6	49.7
1996年	95.0	75.3	72.4	45.8
2001年	94.5	74.5	74.2	49.7
2007年	93.8	75.6	73.0	56.3

出所：カタルーニャ統計院^[9]データから作成

成果は明白であり、カタルーニャ語の運用能力はほぼ一貫して上昇してきた（表1参照）。

社会におけるカタルーニャ語使用の拡大は、カタルーニャ語に固有言語という地位をあてがい、これを足場として、公的・公共的領域を中心にカタルーニャ語優先使用を法的に定めることによつて実現されてきた^[10]。

このように、「知識（運用能力）」と「使用」を両輪として進められてきたカタルーニャ自治州における言語政策は、理論的には言語間の競合を普遍的現象とみなす「言語コンフリクト」という概念を基盤としている^[11]。

つまり、カタルーニャ語はスペイン語との絶えざる競合状態に置かれており、決して安定的・静的な共存関係にはないという状況認識が背景に存在している。また実践的には、「状況の変化に対応してその内容を変えていくことを特徴とする『開かれた』システム^[12]」と描写されるスペインの地方分権制度の限界に挑んできた経緯があり、非常に戦闘的な側面を持つものだと言える。

2 パラグアイの言語状況——現在

二〇〇二年のセンサスにおける言語使用データによれば、グアラニー語モノリンガリズムは三〇%弱、グアラニー語とスペイン語のバイリンガリズムが五二%程度、スペイン語モノリンガリズムが一〇%、その他言語の使用が残りの九%弱を占める（表2参照）。この九%弱には、先住民言語や移民の言語の使用が含まれる。また、これを都市部と農村部でわけて見ると、都市部では明らかにスペイン語が優勢であるが、農村部ではこれが逆転しグアラニー語が優勢となることがわかる（表3参照）。使用

表 2 : パラグアイにおける言語使用状況 (五歳以上人口)

	人数	割合 (%)
グアラニー語のみ	1,319,777	28.8
グアラニー語およびスペイン語	2,409,334	52.6
スペイン語のみ	458,739	10.0
その他	396,453	8.6
合計	4,584,303	100.0

出所 : 二〇〇二年センサスデータから作成

表 3 : 環境別使用状況 (単位 : %)

	グアラニー語のみ	グアラニー語 およびスペイン語	スペイン語のみ	その他
都市部	13.1	63.2	15.2	8.5
農村部	49.9	38.2	3.0	8.9

出所 : 二〇〇二年センサスデータから作成

表 4 : センサスから見る言語使用状況の変化 (単位 : %)

	グアラニー語のみ	グアラニー語 およびスペイン語	スペイン語のみ	その他
1950年	37.3	57.0	4.4	1.4
1962年	43.1	50.6	4.1	2.2
1982年	40.1	48.6	6.5	4.8
1992年	38.4	49.6	6.5	5.6
2002年	28.8	52.6	10.0	8.6

出所 : Gynan, Shaw Nicholas (2003) *El bilingüismo paraguayo: Aspectos sociolingüísticos*. Universidad Evangélica de Asunción, Asunción (Paraguay) pág.37 cuadro1 および二〇〇二年センサスデータから作成

状況をもう少し長い期間で見
たものが表 4 である。各セン
サスにおける設問はまったく
同じではなく、自己申告型調
査ということが前提ではある
が、全体的な傾向としては、
グアラニー語モノリンガリス
ムが減じ、スペイン語モノリ
ンガリズムが増加しているこ
とがうかがえる。

新聞、テレビ、ラジオなど
のマスメディアはわずかな例
外を除きスペイン語のみで満
たされ、交通標識等の公的掲
示にもグアラニー語の表記は
ほとんど見られない。出版に
ついては同様であり、学校教
育現場を除けば、グアラニー
語は視覚的にはほとんど認知
されない言語となっている。

一方で、話し言葉としての存在は確かなものであり、家族間、友人や隣人といったインフォーマルな場面で優先して用いられている^[13]。

スペイン語が上位、グアラニー語が下位に配置されるダイグロシアは存在するが、バイリンガリズムは人口のおよそ半分にのみ見られる現象であり、最も多くの者によって理解される言語はグアラニー語である、というのが概況である。

3 パラグアイの言語状況——歴史

3・1 植民地期

瞥見したようなバイリンガリズムの起源は、現在のアスンシオンに該当する一画にスペイン人植民者が砦を建設した一五三七年にまでさかのぼることができる^[14]。それぞれの思惑から友好関係を結んだスペイン人植民者と先住者のグアラニーの間には、ほどなく姻戚関係が生じるようになる。スペイン人の男性とグアラニーの女性との間での婚姻が行われ、メステイソである子どもたちはスペイン語とグアラニー語を引き継いだ。「アスンシオンには、植民都市として二つの要素が欠けていた。一つは富を生む資源であり、もう一つは本国や他の植民地との交流である。これらの欠落によってパラグアイの植民者たちは、経済的停滞を余儀なくされていた」と坂野が指摘^[15]するように、パラグアイは周囲のスペイン語世界から孤立した植民地であった。そこにおけるメステイソの増加は、グアラニー語が日常的に用いられる空間をもたらすことになった。そうした空間にたどり着いたフランシスコ会およびイエズス会の宣教師たちがグアラニー語を学び用いたのは必然と言える。一五八五年

頃にはフランシスコ会士ルイス・ボラニヨスが教理問答集をグアラニー語に翻訳するとともに文法書や辞書を作成^[16]し、一六二〇年代以降にはイエズス会士のアロンソ・デ・アラゴナやアントニオ・ルイス・デ・モントリーヤがこれに続いた。一八世紀に入ると教化村に印刷所が設けられ、スペイン語からグアラニー語に翻訳された書物や、グアラニー語で著された書物などが発行されている。書記言語としてグアラニー語を用いるイエズス会士らによる活動は、一七六七年にスペイン王室によつて実施された同会の追放によつて幕を下ろすことになるが、グアラニー語コーパスの基礎がこの間に形成されたと言える。スペイン語は公的領域で用いられ、高い威信を享受していたものの、パラグアイ社会全体からみれば使用領域は決して大きな部分を占めるものではなく、社会に広く情報を伝えるためにはグアラニー語を用いることが不可欠であった。例えば、行政府の命令を伝える広報官 (pregonero) は、スペイン語だけでなくグアラニー語も用いていた^[17]。その後のカルロス三世による植民地統治改革過程において、グアラニー語をはじめとする先住民言語を排してスペイン語化が試みられることもあったが成功していない。

3・2 独立から二〇世紀半ばまで

一八一一年にパラグアイはスペインからの独立を宣言し、一八一四年からはガスパール・ロドリゲス・デ・フランシアによる独裁政治が始まる。フランシアは孤立政策をとり、旧宗主国出身者の政治的・経済的基盤を弱体化させる一連の政策を推進したため、多くのスペイン人が出国するとともに、閉鎖的な社会が形成された。これはスペイン語話者の減少につながり、結果としてグアラニー語の維持に寄与したと考えられる。フランシアの後を継いだカルロス・アントニオ・ロペスの時代には開放政策に転じ、男子対象の学校教育が義務化され、学校ではグアラニー語の使用が禁じられた。次の大統領であるフランシスコ・ソラノ・ロペスの治世には、ブラジル・

アルゼンチン・ウルグアイの三国同盟との間でパラグアイ戦争（一八六四年—一八七〇年）が勃発する。戦争が始まると、ナショナル・アイデンティティのシンボルとしてグアラニー語は称揚の対象となった。戦意高揚を目的として発行された新聞はグアラニー文化を扱い、グアラニー語を用いて書かれた文章が掲載された。特に『ランバレー首長』は、すべてがグアラニー語で書かれていたことで有名である。また、この時期には今日までよく知られているグアラニー語による歌（Campanito Cerro León等）が現れている。パラグアイはこの戦争に敗北し、人口が半分以下となり（三分の一という説もある）、特に成年男子の九割程度が死亡するなど、甚大な被害を受けた。敗戦後、グアラニー語は近代化と文化的発展の障害とみなされ、再び学校教育において禁止されるに至る。一八七四年には一〇〇を越える学校が再建されていたが、そのすべてが児童生徒を「スペイン語化」するカリキュラムに基づいていた。二〇世紀に入ってからでもグアラニー語が蔑視される状況は続いていたが、一部の知識人を中心にこれを評価する動きもあつた。状況を決定的に変化させたのは、またしても戦争だつた。一九三二年にポリビアとの間でチャコ戦争がはじまると、グアラニー語は再びナショナル・アイデンティティのシンボルとして、また近隣諸国とパラグアイを分かち要素として社会的に認知されるようになる。一九三三年、グアラニー語は戦場で唯一使われる言語と宣言された。パラグアイの勝利による一九三五年のチャコ戦争終結後、一九四〇年代にはグアラニー語による多くの作品が発行され、アントニオ・グアシュによるものも含めたおびただしい数の辞書や文法書が発行される。グアラニー語による文化活動が盛んになる一方で、一九四〇年の憲法は、スペイン語を唯一の公用語として定めていた。しかし、行政文書がグアラニー語に翻訳されたり、大統領がグアラニー語による演説を行ったという記録もあり、公的領域はスペイン語ばかりに埋め尽くされていたわけでもなかったようである。

4 ストロエスネル時代から現在まで

一九五四年から始まるアルフレド・ストロエスネルの独裁時代には、学校教育の普及の遅れや、都市部と農村部に二分された社会状況などがグアラニー語の維持にある程度有利に働いたと考えられるものの、学校におけるグアラニー語使用の禁止といった不利な状況も同時に存在していた。言語に対する政府の態度はあいまいなものであり、「パラグアイらしさ」やナショナル・アイデンティティを担うものとしてグアラニー語という言説が流通しつつも、グアラニー語がほぼ全国民に共通する唯一の言語であると認識されることはなかった。一九五六年にはアスンシオンで第二回グアラニー言語文化国際会議が開催され、パラグアイをはじめとして、アルゼンチン、ブラジル、ボリビア、ウルグアイのグアラニー語地域から関係者が参集し、パラグアイを二言語国家と宣言し、グアラニー語にスペイン語と同等の法的地位を認めるべきという勧告が採択された。以上のような情勢の中で、一九六七年の憲法は、スペイン語とグアラニー語をナショナルな言語と定めた上で、スペイン語を公用語と定めるに至る。また、文化財の一部を成すものとしてのグアラニー語の教育を推進し保護することもうたわれていた。例えば、一九九〇年の第六八号法は、実効性は皆無に等しかったものの、教育カリキュラムにスペイン語とグアラニー語を含めることを義務と定めた画期的なものであった。

一九八九年のアンドレス・ロドリゲス將軍によるクーデターにより、三五年にわたるストロエスネル独裁体制は終焉を迎え、一九九二年には新しい憲法が制定される。この憲法にはスペイン語とグアラニー語の社会的存在様式を定める言語条項が含まれている。次に挙げる第一四〇条は法的地位を定めている。

第一四〇条

言語に関して。パラグアイは複文化かつ二言語の国家である。スペイン語とグアラニー語が公用語である。法律によつて各言語の使用形態が規定される。先住民言語およびその他の少数民族語は国家の文化財の一部である。

また、第七七条では、母語による教育について以下のように定めている。

第七七条

母語による教育に関して。学校教育開始時においては生徒の母語である公用語によつて教育を行うものとする。また、共和国の二つの公用語の知識と使用が教授されるものとする。グアラニー語を母語としないマイノリティのエスニックグループの場合、二つの公用語のいずれかを選ぶことができる。

一九九二年憲法には多言語主義的な要素が導入されたとみなすことができる。ズッコリーヨによれば、その理由の一つは、人口の四割ほどを占めるグアラニー語モノリンガルを包摂する社会を構築するためであったという^[18]。そのために採用されたのが、二言語国家としてのパラグアイという規定であった。国民のバイリンガル化を通じて統合された社会を実現するという方策である^[19]。表4から読み取ることができるように、パラグアイは全国民がスペイン語とグアラニー語を用いるという意味でのバイリンガル国家ではない。パラグアイにおける個人のバイリンガリズムは、人口のおよそ半分程度において観察される限定された現象なのである^[20]。ザジコバが指摘するように、そうした状況において社会統合という観点から具体的な課題として浮かび上がってくるのは、農村部に多く住むグアラニー語モノリンガルがスペイン語も理解するバイリンガルとなるかどうかであり、また都市部に住むスペイン語モノリンガルがグアラニー語も理解するバイリンガルとなるかどうかである。

る。よって、焦点は子どもに対する言語教育であり、一般的に「公用語」を規定した場合に課題となる、行政機関等の公的・公共的領域における言語使用規定などはまったく意識されなかったと推定される^[21]。この推定は、早くも一九九二年九月に初等・高等教育のカリキュラムにおいて公用語の教育を義務化する法律^[22]が公布され、一九九四年には教育改革の一環として「バイリンガル教育計画」^[23]が開始される一方、包括的な言語法^[24]は二〇一〇年になるまで日の目を見なかったことから補強される。

筆者はこの言語法の制定過程について調べる中で、文部省の諮問機関である国家バイリンガリズム委員会^[25]とユネスコカタルーニャセンター^[26]との間で、言語法案作成に関する援助／協力関係があったことを確認した^[27]。以下では、そうした関係が生じた経緯も含めた、言語法案作成過程を概観する。

5 言語法案作成の経緯

一九九二年の憲法制定議会議員であったサラテアは、憲法制定後最初の議会選挙で上院の補欠議員に選出され、一九九四年に欠員が生じた際に繰り上げにより上院議員となった。その時点ですでに言語法を提案する意向を持っていた^[28]が、当時は優先すべき法案が山積みであったこともあり、時期を待つことにした。その後、実質的に一人で法案を作成し、下院議員三人の協力を得て、二〇〇三年頃に文化委員会に提出した。文化委員会は文部省に対して法案に関する報告書の提出を求めたが、評価は否定的なものであった。文部省は代わりに自らが法案を作成することを表明し、具体的には国家バイリンガリズム委員会が法案作成を担当することになった⁽²⁾。一九九三年から九五五年にかけては、いくつかのグアラニー語擁護団体が言語法の制定について検討を始めており、そのうちの一つはグアラニー言語文化協会^[29]であった⁽¹⁾。

国家バイリンガリズム委員会が法案作成を担当することになったが、法案作成は、少なくとも表面上は停滞しているように見えた。事態が進展しないことにしびれを切らせたサラテアは、自らが代表をつとめる市民団体「市民社会ワークショップ」の名のもとに、グアラニー語擁護推進に関わる個人と団体を招聘した会合を持ち、あらたな法案をつくりあげていた(②)。

ところで、当時の国家バイリンガリズム委員会はメンバーとして、スペインのマジオルカ出身のイエズス会士であるメリア[30]を擁していた。メリアは、カタルーニャユネスコセンターが二〇〇一年から開始した活動であるリングアパックス[31]と関係を有する専門家でもあり、この関係を通じて、言語法案作成に関する助言をカタルーニャユネスコセンターに求めた。この結果、国家バイリンガリズム委員会の要請に応じる形で、二〇〇五年三月一日から二〇日にかけて、リングアパックス専門家委員会委員長であるマルティと事務局長のクルがパラグアイを訪問した。この訪問では、国家バイリンガリズム委員会をはじめ、文部大臣、教育文化審議会、下院教育文化委員会、非政府組織「信仰と喜び」[32]といったパラグアイ側の主要な関係組織だけでなく、駐パラグアイ・スペイン大使、在パラグアイ・スペイン国際開発庁総合調整官らとも面談を行い、さまざまな角度からパラグアイの言語と社会に関わる情報を収集したとされる(④)[33]。

同じ二〇〇五年十一月、今度はマルティと言語法の専門家であるミリアンがパラグアイを一週間ほど訪問し、法案条文の具体的な検討を関係者を行った。国家バイリンガリズム委員会からの要請は、一週間の滞在の間に、すでに存在している複数の案をたたき台として最終的な案を完成させることだったという(③)。「すでに存在している案」とは具体的には国家バイリンガリズム委員会による案と、市民社会ワークショップによる案のことであり、法案作成のイニシアティブ争いの結果として、複数の案が存在していた(②③)。国家バイリンガリズム委員会と市民社会ワークショップの見解の相違は、グアラニー語モデルに関する見解の相違にもつばら起因すると推測される。市民社会ワークショップによる言語法草案の前文には、国家バイリンガリズム委員会が進めてき

たグラアラニー語教育に対する批判が記されている。以下に一部を引用する〔34〕。

憲法が言及しているグラアラニー語とは、「バラグアイ・グラアラニー語」であることに疑いはないように思われる。すなわち、同一地域において五世紀にわたりスペイン語と共存してきた結果として、一定のスペイン語由来語彙を含むものである。ところが、現在の教育制度において教授されているのは「スペイン語との混成無しの、純粹語彙のグラアラニー語」である。そうしたグラアラニー語が教えられている理由は、「バラグアイ・グラアラニー語」にはスペイン語の語彙が多く入り込み過ぎており、自然さが損なわれている。まずなによりも教育においてはグラアラニー語の純粹さを取り戻さなければならぬ」というものである。しかしこれは、学校グラアラニー語と、子どもの保護者に代表されるグラアラニー語話者共同体との間での対立を招いている。どのようなスペイン語の単語でもグラアラニー語にそのまま取り込むという一般的に行われているやり方と、ジヨパラ (Jopara) と呼ばれる混成言語の使用を一切拒絶するという教員のやり方という、両極間の距離を縮める必要がある。

以上のような相違を含んでいたと思われる二つの案に基づいてミリアンらは最終案を作成し、これを国家バイリンガリズム委員会に提出した。国家バイリンガリズム委員会はこの最終案を検討し、修正を加えた案を作成し、二〇〇六年一月から二月にかけてリングアパックスに送付し意見を求めた。これに対してミリアンがコメントを送り、両者間のやりとりはここで終わる。

結局、カタルーニャネスコセンターの援助に基づいてまとめられた国家バイリンガリズム委員会による法案と、市民社会ワークショップによる法案が並立する状況に変化はなく、この二つを一本化するための会合が、文部副大臣の仲介によって開催され、およそ六ヶ月にわたる調整の結果、総合的な一つの法案が完成する〔②〕。

この法案が最終的に議会に送付され³⁵⁾、若干の修正を経て可決され、言語法として公布されるに至る。

6 言語法における権利と義務

すでに見たように、憲法制定時において、社会統合という観点から浮かび上がる具体的な課題の一つが国民のバイリンガル化であったとするなら、憲法の言語条項の展開措置である言語法においてバイリンガリズムがどのように扱われているのかを確認することは、パラグアイにおける言語と社会の今後を考える上で必要である。とりわけ、バイリンガリズムを政策的に推進するために欠かすことができない、言語に関する権利と義務の配置を確認することは重要と言えよう。

以上の観点から、国家バイリンガリズム委員会と市民社会ワークショップを一本化し、最終的に議会に送付された法案の内容を確認すると、その趣意書きと、法案の具体的な内容に大きな落差が見いだされる。趣意書きでは「二言語国家建設」「バイリンガル市民養成」「単なるダイグロシア状況から真のバイリンガリズムへの移行」などについて触れられ、それが国家としてのパラグアイにとっていかに重要で不可欠であるかが切々と説かれている。しかし、言語に関する権利をどのように実効的に保障するのかという点については心許ない内容である。成立した言語法に、権利に関する条文は多いが義務に係る条文が少ないという点にもこのことは現れている。例えば第二章は言語権について割かれており、そこでは「話す書くといった形態にかかわらず公用語を知り使う権利」「自らの言語で情報を得る権利」「使用する言語によって差別されない権利」「司法領域において公用語のいずれかを使用する権利」「母語である公用語で教育を受ける権利」などが列挙されている。一方、義務に関する条文は、国家機関が法律文を二つの公用語で備えておく義務（一四条）、司法関係者が二つの公用語のどちらの能力も備え

る義務（二五条）、公務員となるに際して必要な条件としての二言語能力（三六条）などが具体的であるが、それ以外については包括的（＝抽象的）な条文となっている。

これはモデルとして参照されたカタルーニャの言語法とは大きく異なる点である。「言語政策法」では、「公／公共」という領域区分を法律上で明確にした上で、公共領域における言語使用について責任主体を明確にしている。具体的には、公企業や公営企業を対象に、通知や通達をカタルーニャ語で行う義務や、対面応答をスペイン語とカタルーニャ語のいずれでも行えるようにする義務など、様々な義務を具体的に定めている。

統計的には全国民の三割近くを占めつつもダイグロシア状況に置かれているグアラニー語モノリンガルの言語権を保障する道具としての言語法は、その存在自体がこれらモノリンガルの不満を和らげうるという意味で、一種の社会的安定装置としての役割を果たす可能性がある。しかし、全国民のバイリンガル化を通じた社会統合という当初の構想の達成見込みを持ちがたいことも事実である。憲法の言語条項策定時に具体的な課題として現れた、農村部のグアラニー語モノリンガルがスペイン語を理解するバイリンガルになることを促すインセンティブや、都市部のスペイン語モノリンガルがグアラニー語を理解するバイリンガルになることを促すインセンティブが、この言語法には組み込まれているだろうか。

もちろん、現時点で結論を急ぐ必要はなく、言語法に基づく各種政令や計画を通じて、今後徐々に政策が進展することを期待もできる。であるとしても、参照されたはずのカタルーニャの言語政策が持つ、戦闘的な姿勢の痕跡を見ることはできない。一体、何が取り込まれ、何が取り込まれなかったのか。

7 移植されたものはなにか？

カタルーニャユネスコセンターが法案作成の援助を行った際に、カタルーニャを含めたヨーロッパの言語政策の経験からパラグアイの言語法へ移植されたものは、一体何か。

それは、言語政策の技術であったように思われる。言語政策が実施される社会固有の諸条件を抜き取った後に残るテクニカルな側面だけが、パラグアイの言語法に取り込まれたのではないか。具体的には、グアラニー語とスペイン語の法的平等の定義の仕方や、グアラニー語とスペイン語以外の話者の言語権に対する配慮の仕方といったことである。もちろん、これらの法的技術は一貫性をもった言語法を作り上げる上では欠かせないものであり、その重要性に疑いの余地はない。また、それは過去の経験の中で積み上げられてきた貴重なノウハウでもある。

しかし同時に、たとえば公教育におけるカタルーニャ語イマージョンの実施や、カタルーニャ語にのみ「固有言語」というステータスを付与することを通じたカタルーニャ語の優先的な扱いといった、カタルーニャで行われてきた言語政策が持つ、諸条件による限界に迫ろうとする戦闘的とも言える実践性は、そこではかき消されてしまっているように思われる。ここではこれまでの経緯等から、理由を考察してみたい。

第一に、今回直接関与したマルチとミリアンが、非常に「行儀が良い」人物であったことが挙げられる。聞き取り調査においては、技術者として助言することに徹したという趣旨の発言が両名から聞かれた。国家バイリンガリズム委員会と市民社会ワークショップによる法案並立のような、パラグアイにおけるグアラニー語擁護推進団体間の角逐とは一線を画したいという意思も当然持っていたであろうが、一種の職業意識に裏打ちされた自制でもあったと思われる。

第二に、言語政策上の課題の表面的な類似性によって、技術としての言語政策の移植が促された側面も指摘できよう。カタルーニヤの言語政策は、「全住民の完全なバイリンガル化とそれに基づくダイグロシア状況の解消」³⁶を目標として行われてきたのであり、パラグアイにおいて一九九二年憲法の言語条項に関する課題に対する回答として採用された「全国民のバイリンガル化を通じて統合された社会を実現する」という方策とは、明らかに類似性が感じられる。しかし、パラグアイ特有の、都市部／農村部といった分断、さらに都市部／スペイン語／農村部／グアラニー語という対比、人口の三分の一を占める貧困層の存在などを考慮に入れるなら、この類似性はあくまで「表面的」なものではななく、実際の移植作業では相違点のほうが見野に入り、技術的側面に留まらざるを得なかったのではないか。

第三に、おそらく最も重要な点として、状況認識の違いを挙げることができる。カタルーニヤの言語政策は、カタルーニヤ語とスペイン語が絶えざる競合状態に置かれているという「言語コンフリクト」という概念を背景に持つため、両者が決して安定的・静的な共存関係に留まらないという状況認識が存在しており、これが戦闘的な実践性の源泉とも言える。一方、パラグアイではコルバランによる次の説明³⁷に代表されるような状況認識が一般的であるように思われる。

ラテンアメリカの他地域では、先住民の存在はバイリンガリズムを促しはしたが、それはモノリンガリズムへ至る過程に過ぎなかった。一方、パラグアイでは、バイリンガリズムが住民の大部分にとつて安定的な状態である。バイリンガリズムの安定性は、主として次の二要因によるものと考えられる。一つは、言語と文化の発展プロセスが示す固有の特質であり、もう一つは、グアラニー語使用がもたらす強いナショナルイズムである。二つの要因は、独特の形式をとるナショナルな一体性と誇り、そして、パラグアイのバイリンガリズム現象の本質部分を構成する価値へと結びついている。(傍点強調は筆者)

別の言い方をするならば、カタルーニャにおいては、バイリンガリズムが歴史的経緯や現在の政治的社会的状況によるやむを得ない選択の結果として捉えられている一方、パラグアイにおいては内在的・本来的な状態として捉えられている^[38]。認識上の根本的断絶が存在する二者間で言語政策を移植しようとするなら、それは技術的な側面に限られざるをえない。むしろ、技術的側面に限定されるべきであろう。

おわりに

本稿で扱った事例は、先進的かつ戦闘的な成功例である言語政策を移植しようする試みが、社会固有の条件によつて先進性と戦闘性をそぎ落とされ、結果として技術的側面の移植に終わったという凡庸な例かもしれない。あるいは、移植された技術をもとに、パラグアイの言語政策にあらたな展開が見いだされるかもしれない。

後者へ続く道があるとすれば、それは「土着化」ではないだろうか。言語政策の技術は確かに移植可能であろう。しかし、社会のあり方そのものにかかわるような、思想や習慣、態度、行為をそのまま移植することはほとんど不可能である。そして、言語政策は往々にして、そのような移植不可能な要素と分かちがたく結びつきながら実践されている。であるならば、移植可能な技術を社会のあり方に適応させるような「土着化」という方策について、考えを巡らせることは意味があるかもしれない。

二〇一二年にはパラグアイでセンサスが行われる。バイリンガル化による社会統合が成功しつつあるのかどうかという問いに、センサスの結果は多少なりとも見通しを示してくれるだろう。しかし、そもそも、パラグアイにおいて、グアラニー語モノリンガルが減少し、スペイン語とのバイリンガルが増えることは、社会統合成功の

証と見なすことができるのか。この点を再度問うてみる必要もあるのではないだろうか。

注

- 1 本研究は科研費（課題番号 21320113）による助成を受けた。また、青砥清一氏および坂野鉄也氏から大変貴重なコメントをいただいた。記して感謝する。
- 2 人口データはすべてパラグアイ統計局 (<http://www.dgeec.gov.py>) による。また、パラグアイ事情全般に関する日本語文献としては、田島久歳・武田和久（編著）（二〇一一）『パラグアイを知るための五〇章』明石書店、が優れている。
- 3 パラグアイの国家機関については以下を参照。Fernández Arévalos, Evelio. (2003), *Organos constitucionales del estado*, Intercontinental Editora, Asunción.
- 4 以上は世界銀行 (<http://www.worldbank.org/>) のデータによる。
- 5 国連開発計画 (<http://www.undp.org/>) のデータによる。
- 6 次のデータに基づく。PARAGUAY, Presidencia de la República, Secretaría Técnica de Planificación, Dirección General de Estadística. *Encuestas y Censos (2011), Principales Resultados de Pobreza y Distribución del Ingreso EPH2010*, Asunción.
- 7 Reixach, M. (coord.) (1997), *El coneixement del català*, Generalitat de Catalunya-Departament de Cultura, Barcelona. p.187.
- 8 Querol, E. (coord.) (2007), *Llengua i societat als territoris de parla catalana a l'inici del segle XXI -L'Àlguer, Andorra, Catalunya, Catalunya Nord, la Franja, Illes Balears i Comunitat Valenciana-*, Generalitat de Catalunya-Departament de Vicepresidència-Secretaria de Política Lingüística, Barcelona. p.18, Gràfic 1.1. なお、詳細な人口移動分析については

- 以下を参照。竹中克行(二〇〇九)『多言語国家スペインの社会動態を読み解く——人の移動と定着の地理学が照射する格差の多元性』三一—六三頁。
- 9 Institut d'Estadística de Catalunya. (<http://www.idescat.cat/>)
 - 10 詳しくは以下を参照。塚原信行(二〇〇四)「スペイン・カタルーニャ自治州の言語法に関する一考察『Hispanica』48号、六五—八〇頁。
 - 11 詳しくは以下を参照。塚原信行(二〇〇四)「社会言語学における理論と実践——カタルーニャの言語政策形成における社会言語学者の関与を例に」『多言語社会研究会年報』第2号、一三六—一五四頁。
 - 12 若松隆(二〇〇八)「スペイン自治権国家の実態と変容——カタルーニャ自治州の事例を中心に」若松隆+山田徹(編)『ヨーロッパ分権改革の新潮流 地域主義と補完性原理』中央大学出版部、二二頁。
 - 13 例えば、Zajicová, Lenka (2009), *El bilingüismo paraguayo - Usos y actitudes hacia el guaraní y el castellano-*, Vervuert/Iberoamericana, Frankfurt/Madrid. pp.111-150.
 - 14 この後に続く歴史に関する記述は、主として次の文献に依拠している。Corvalán, Graziella (1983), *¿Qué es el bilingüismo en el Paraguay?*, Centro Paraguayo de Estudios Sociológicos, Asunción. 若木昌美, Barrromeu (1988), *El guaraní conquistado y reducido*, Universidad Católica, Asunción. 若木昌美, Zajicová (2009), op.cit. pp.23-52. 若木昌美, 清一(二〇〇八)「パラグアイのバイリンガル教育計画について」『神田外語大学紀要』20号、一一—一九頁、田島・武田(編著)(二〇一一)前掲書。
 - 15 田島・武田(編著)(二〇一一)前掲書、四八頁。
 - 16 ラテンアルファベットを基底とした書記化であるが、正書法については現在に至るまで論争がある。
 - 17 田島・武田(編著)(二〇〇一)前掲書、六〇頁。
 - 18 他の理由としては、九〇年代以降の中南米における民主化および先住民の権利保障という政治的・社会的潮流の影響をあげることができる。一九九二年にはグアテマラのマヤ系先住民のキチエの人権活動家であるリゴベルタ・メンチュウがノーベル平和賞を受けている。

- 19 Zuccolillo, Gabriela (2002), "Lengua y nación: El rol de las élites morales en la oficialización del guaraní (Paraguay 1992)". *Suplemento Antropológico: Revista del Centro de Estudios Antropológicos de la Universidad Católica*. núm. 37, vol. 2, p.140.
- 20 パラグアイにおけるバイリンガルズムがいかにかに「神話化」していったのかについては、以下を参照。Zajicová (2009), op. cit. pp. 53-68.
- 21 Ibid. pp.49-50.
- 22 *La ley N° 28 del 10 de setiembre de 1992.*
- 23 「保持に関するバイリンガル教育プログラム (Programa de Educación Bilingüe de Mantenimiento)」を伴う *Plan Nacional de Educación Bilingüe.*
- 24 *La ley N° 4251 de Lenguas de fecha 31 de diciembre de 2010*
- 25 Comisión Nacional de Bilingüismo. 教育改革の一環としてのバイリンガル教育の導入に際して、一九九四年一月一日行政令に基づき設置された文部省の諮問機関。言語政策の枠組みや具体的構想の提案が設置目的の一つである。
- 26 Centre UNESCO de Catalunya。カタルーニヤにおけるユネスコの存在と、ユネスコにおけるカタルーニヤ語とカタルーニヤ文化のプレゼンスの実現を目的として一九八四年に創設された非政府組織。ユネスコとは公式な協力関係を持つ。
<http://www.unescocat.org/cal>
- 27 関係者との面談および聞き取り調査の実施日・場所・対象者は以下のとおり。内容に言及する場合は、各調査に付次の番号を用いる。①二〇一〇年八月二〇日・アスンシオン・全国バイリンガルズム委員会委員 マリア・エバ・マンズフェルド・デ・アグエロ (María Eva Mansfeld de Agüero) 氏 ②二〇一〇年八月三〇日・アスンシオン・アスンシオン第五労働法廷裁判官 タデオ・サラテア (Tadeo Zarratea) 氏 ③二〇一一年三月四日・バルセロナ・バルセロナ自治大学法学部教授 アントニ・ミリアン・イ・マサーナ (Antoni Milián i Massana) 氏 ④二〇一一年九月二七日・バルセロナ・カタルーニヤユネスコセンター名誉総裁 フェリックス・マルティ (Felix Martí) 氏。
- 28 一九九二年の憲法制定にあたっては多くの個人や組織が草案提示や条文単位の提案を行った。グアラニー語を公用語とす

- る案を含んでいたものは一四あるが、そのうち Centro paraguay de investigación lingüística による提案にサラテアは名を連ねてくる (Pappalardo Zaldivar, Conrado (compilador) (1992) *Reforma constitucional. Proyectos y aportes. TOMO II*, Nanduti Vive e Intercontinental Editora, Asunción, p.107)。
- 29 Ateuco de lengua y cultura guaraní. 一九八五年設立。グアラニーの言語と文化についての研究をすすめる学術団体であると同時に、パラグアイ最大のグアラニー語教員養成機関であり、非常に活動的な言語運動団体でもある。http://www.ateneoguarani.edu.py/
- 30 Bartomeu Melià. マントニオ・グアッシュのもとで研鑽を積んだ。グアラニー語やグアラニー文化に造詣が深く、非常に多くの関連著作がある。
- 31 LINGUAPAX. 世界の言語的多様性を維持振興することを目的とする非政府組織。一九八七年にユネスコによって開催された専門家の会合を契機として多言語教育に関する一連の国際セミナーが組織されたが、こうした活動を継続する目的で二〇〇一年にカタルーニャユネスコセンターが設置した。
- 32 Fe y Alegría. 一九五五年にベネスエラで設立された、教育活動を主体とするキリスト教系非政府組織。その後、ラテンアメリカおよびカリブ海地域に活動を広げている。
- 33 Centre UNESCO de Catalunya (2006), *Memòria 2005*, Centre UNESCO de Catalunya, Barcelona, p.31.
- 34 Grupo de guaranilólogos y bilingüistas (2005), *Aneproyecto de ley que reglamenta los artículos 77 y 140 de la Constitución Nacional y crea los organismos encargados de la política lingüística nacional*, p.4.
- 35 *Proyecto de ley de lenguas de la República del Paraguay. Proyecto del poder ejecutivo. 13 de setiembre de 2007*
- 36 塚原信行 (二〇〇四)、『前掲論文』一五〇頁。
- 37 Corvalán, Graziella (1981), *Paraguay: nación bilingüe*, Centro Paraguayo de Estudios Sociológicos, Asunción, pp.41-42.
- 38 例えば、「言語間に格差がある現状では、グアラニー語モノリンガリズムをすすめることによって、ようやくスペイン語と同程度の位置にグアラニー語を引き上げることができる。よって、バイリンガリズムを排してグアラニー語モノリンガ

リズムをすすめるべきだ」いうような主張は管見の限り見つけることができない。スペイン語モノリンガルとほぼ重なるであろう、パラグアイ社会における有力層からこぼした主張が出てこないことは当然としても、バイリンガルも多い中流層からも出てこない点が、パラグアイ社会における言語状況認識をよく示しているように思われる。